

西東京市障害者日常生活用具給付事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業のうち、同条第1項第6号に規定する事業として、在宅の重度の障害者及び障害児（法第4条第1項及び第2項に規定する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）に対して日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものを給付することをもって重度の障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 利用対象者

西東京市障害者日常生活用具給付事業（以下「給付事業」という。）の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する重度の障害者及び障害児で、原則として在宅で生活し、及び別表第1に定める日常生活用具（以下「日常生活用具」という。）ごとに別に定める対象要件に該当するものとする。ただし、給付事業の対象となる者及び当該給付事業の対象となる者と同一の世帯に属する者が、日常生活用具の給付申請を行う月の属する年度（当該申請を行う月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において、その者の市町村民税所得割の額が46万円以上である場合を除く。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者

(2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳の交付を受けている知的障害者及び知的障害児

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者

(4) 法第4条第1項に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

2 給付事業の対象となる者が介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険制度の対象者である場合は、介護保険制度による福祉用具の貸与並びに福祉用具の購入費及び住宅改修費の支給を受けた上で、なお日常生活上の便宜を図る必要がある場合に給付事業の対象とする。

第3 給付事業の内容

給付事業は、第7第2項の給付決定障害者等に対し日常生活用具の給付を行うものとする。

第4 費用負担

第7第2項の給付決定障害者等は、日常生活用具の給付を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して、西東京市地域生活支援事業の費用負担等に関する条例（平成18年西東京市条例第45号）第2条第2項の規定により、日常生活用具の給付（点字図書の給付の場合を除く。）に要する費用（別表第1の基準額を上限とする。）の100分の10（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を当該給付をした事業者に対して支払うものとする。

2 前項の規定により第7第2項の給付決定障害者等が支払うものとされる額は、1月につき別表第2の額を上限とする。

3 点字図書の給付額については、第7第2項の給付決定障害者等が点字図書の購入に要した費用から当該点字図書に相当する一般の図書の販売価格を差し引いた額を市が負担するものとする。

第5 事業者

第4第1項に規定する事業者は、市長が日常生活用具の給付を適切に実施できると認めるものとする。

第6 申請

給付事業を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下これらを「障害者等」という。）は、日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）に、申請に係る日常生活用具の見積書（点字図書を除く。）を添付して市長に申請するものとする。

第7 決定

市長は、第6の申請に対し、日常生活用具の給付の要否を決定したときは、当該申請をした障害者等に対し、日常生活用具給付（承認・不承認）決定通知書により通知する。

2 市長は、前項の給付の決定を受けた障害者等（以下「給付決定障害者等」という。）に対して、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）又は点字図書発行証明書（以下「証明書」という。）を交付する。

3 市長は、第1項の規定により日常生活用具の給付を決定したときは、当該給付に係る申請書に記載された事業者に対し、日常生活用具給付委託通知書を送付する。

第8 日常生活用具の受領

給付決定障害者等は、給付券又は証明書を事業者に提出し、日常生活用具を受領するとともに、第4の費用負担の支払をするものとする。

第9 請求

給付決定障害者等に日常生活用具（点字図書を除く。）の給付をした事業者は、第8の規定により給付決定障害者等から提出された給付券を添付して、当該日常生活用具の給付に要した費用を市長に請求をするものとする。

2 給付決定障害者等に点字図書の給付をした事業者は、第8の規定により給付決定障害者等から提出された証明書を受領後、第4第3項に規定する額について、市長

に請求をするものとする。

第10 給付の回数

日常生活用具（点字図書、ストマ用装具及び紙おむつを除く。以下この項において同じ。）の給付は、1品目につき1回までとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、日常生活用具の同一品目の給付を給付決定障害者等に対して新たに行うことができる。

(1) 日常生活用具が、別表第1に定める耐用年数の経過後において著しい損傷により修理が不能となった場合

(2) 日常生活用具の耐用年数の経過後に、再給付をする方が、部品の交換又は修理よりも合理的であると市長が認める場合若しくは機能の改善等を伴う新たな日常生活用具を給付する方が、給付決定障害者等の使用効果が向上すると市長が認める場合

(3) その他市長が新たな日常生活用具の給付を必要と認める場合

2 ストマ用装具及び紙おむつは、1月に1回の給付とする。

3 点字図書は、同一年度内に6タイトル（合計で24巻を限度とする。）までの給付とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

第11 日常生活用具の管理等

給付決定障害者等は、日常生活用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 給付決定障害者等は、日常生活用具の取扱いについて最善の注意をもって維持及び管理をしなければならない。

3 市長は、給付決定障害者等が前項に規定する維持及び管理を怠って日常生活用具を破損等した場合には、新たに日常生活用具を給付することを留保することができる。

4 市長は、給付決定障害者等が第1項及び第2項の規定その他日常生活用具の給付の条件に反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、給付事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた改正前の西東京市重度心身障害者（児）日常生活用具給付等要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づきなされた手続その他の行為の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行日前に西東京市身体障害者福祉法施行細則（平成18年西東京市規

則第24号)及び西東京市児童補装具の交付及び修理に関する規則(平成13年西東京市規則第103号)の規定により交付された補装具並びに旧要綱の規定に基づき給付された日常生活用具のうち、この要綱に定める品目に該当するものの耐用年数の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた改正前の西東京市重度心身障害者(児)日常生活用具給付等要綱の規定に基づきなされた福祉電話に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。ただし、別表第2第4号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の西東京市障害者日常生活用具給付事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)別表第2第2号及び第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第7第1項の規定による決定を受けた同表第2号及び第3号に規定する者が受ける改正後の要綱第2第1項に規定する日常生活用具の給付から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に西東京市障害者日常生活用具給付事業実施要綱(以下「給付事業実施要綱」という。)第6に規定する申請をしたものに係る費用負担について適用し、施行日前に給付事業実施要綱第6に規定する申請をしたものに係る費用負担については、なお従前の例による。

別表第1(第2、第4、第10関係)

日常生活用具		基準額 (円)	耐用年数 (年)	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	160,000	8	
	特殊マット	19,600	5	
	特殊尿器	159,000	5	
	入浴担架	和式	118,400	5
		洋式	82,400	5
	移動用リフト	251,000	4	
	訓練いす（児童のみ）	33,100	5	
自立生活支援用具	浴槽（湯沸器を含む。）	36,000	8	
	入浴補助用具	90,000	8	
	便器	15,850	8	
	頭部保護帽	スポンジ、革製	15,600	3
		スポンジ、革、プラスチック製	37,800	3
	歩行補助つえ	3,200	3	
	移動・移乗支援用具	60,000	8	
	特殊便器	151,200	8	
	火災警報器	31,000	8	
	自動消火装置	28,700	8	
	電磁調理器	視覚障害者、知的障害者用	41,000	6
		肢体不自由者用	36,000	6
	音響案内装置		43,000	10
		歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置		87,400	10
		フラッシュベル	36,000	10
	ガス安全システム	36,000	8	
携帯用信号装置	36,000	6		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	87,500	5	
	ネブライザー（吸入器）	36,000	5	
	電気式たん吸引器	56,400	5	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	50,000	5	
	盲人用体温計	9,000	5	
	盲人用体重計	18,000	5	
	携帯用会話補助装置	130,000	5	

情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ		383,500	6
	点字器	標準型	10,700	7
		携帯用	7,400	5
	点字タイプライター		63,100	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生用	85,000	6
		再生専用	35,000	6
		テープレコーダー	23,000	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800	6
	視覚障害者用拡大読書器		198,000	8
	盲人用時計		13,300	10
	聴覚障害者用通信装置		50,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900	6
	人工喉頭	笛式	8,300	4
		電動式	72,200	5
	点字図書		—	—
	会議用拡聴器		36,000	6
情報・通信支援用具		70,000	6	
排泄管理支援用具	ストマ用装具	蓄便袋	8,858	—
		蓄尿袋	11,639	—
	紙おむつ		12,000	—
	収尿器	男用	7,900	1
女用		8,700	1	
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具 (小規模の住宅改修を伴うもの)	200,000	8	

別表第2 (第4関係)

給付決定障害者等の状況	第4第2項に規定する上限額
(1) 次号及び第3号に掲げる者以外のもの	37,200円
(2) <u>市町村民税世帯非課税者</u> (給付決定障害者等及び当該給付決定障害者等と同一の世帯に属する者が給付事業の利用のあった月の属する年度(給付事業の利用のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところ	0円

<p>により当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該給付決定障害者等をいう。)</p>	
<p>(3) 給付決定障害者等及び当該給付決定障害者等と同一の世帯に属する者が、給付事業の利用のあった月において、<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者</u>であるもの</p>	<p>0円</p>

備考 この表において「給付決定障害者等と同一の世帯に属する者」とは、給付決定障害者等が18歳以上の場合は当該給付決定障害者等の配偶者をいい、給付決定障害者等が18歳未満の場合は当該給付決定障害者等と同一の世帯に属する者をいう。